

知的所有権ニュース（2022年7月）

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

コロナ禍に或る程度の見通しが付いてきたころ、燃料代、食料、輸送費の値上がりに、戦争の影響がさらに加わり、部品供給の停滞も大きな問題となっています。不安な時代を生きていく必要がある今日この頃ですが、技術は日々、確実に進歩しています。イノベーションが社会を変えることによって、不安を和らげることができるようになることを期待します。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 特許庁政策推進懇談会が知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方をとりまとめ。

去る6月30日に、特許庁政策推進懇談会により、「知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方—とりまとめ—」が発表されました。

特許庁政策推進懇談会では、4月から6月までに合計5回の懇談会を開催し、コンセント制度の導入、他人の氏名を含む商標の登録要件緩和、意匠の新規性喪失の例外適用手続、AI、IoT時代に対応した特許の「実施」定義の見直し、知財経営支援機能のINPIITへの集約、一事不再理の考え方の見直し、ライセンス促進案の検討、審判・裁定の料金改定、損害賠償の過失推定規定、送達制度の見直し、NFT化した画像データの意匠権保護、その他の内容について検討を行ってきました。

上記の各項目については、今後、特許庁内で法改正が検討される予定です。

上記とりまとめのファイルは特許庁ホームページよりダウンロード可能です。

2. 令和3年特許法一部改正により一定手続において通常実施権者の承諾が不要に（再掲）

令和4年4月1日から、特許権や実用新案権の訂正や放棄に際して、通常実施権者の承諾が不要になります。

4月1日以前から通常実施権者であった者についても該当します。すなわち、通常実施権者になった時期に拘わらず、上記改正法が適用されます。また、「独占的通常実施権者」についても、法律上は通常実施権者に該当しますので、上記改正法が適用されます。

なお、専用実施権者や質権者については、引き続き承諾が必要です。また、商標権の放棄については上記改正法が適用されませんので、引き続き専用使用権者、質権者及び通常使用権者の承諾が必要です。

3. マルチマルチクレームの制限について（再掲）

令和4年4月1日から、特許及び実用新案において、いわゆる「マルチマルチクレーム」（多数項引用形式請求項を引用する多数項引用形式請求項）が制限されます。

この制限に適合しないと、特許法第36条第6項第4号（委任省令要件）違反の拒絶理由となります。

また、マルチマルチクレーム及びこれを引用する請求項については、マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象としません。

上記委任省令要件違反の拒絶理由通知への応答で、マルチマルチクレームを解消する補正がされ、審査をすることが必要になった結果、通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する場合には、最後の拒絶理由通知とします。

施行後にする実用新案登録出願にマルチマルチクレームが含まれている場合、実用新案法第6条の2に規定する要件（基礎的要件）を満たさないものとなります。

4. 国際出願関係手数料の改定について

令和4年7月1日より、国際出願料、取扱手数料、日本国特許庁以外の国際調査機関（SG, IN）が行う国際調査の調査手数料が値上げとなります。また、令和4年8月1日より、日

本国特許庁以外の国際調査機関（EP）が行う国際調査の調査手数料が値上げとなります。

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

令和4年10月27日（木） 松本市役所
令和4年11月24日（木） 松本市役所
令和4年 1月20日（金） 飯田商工会議所
令和4年 2月17日（金） 飯田商工会議所
令和4年 3月17日（金） 飯田商工会議所

・諏訪圏特許事務所連合会による無料発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800（予約のみ対応）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533（現時点では予約があった場合のみ対応）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。

令和4年 7月19日（火） テクノプラザおかや
令和4年11月14日（火） テクノプラザおかや
令和5年 2月16日（木） 諏訪商工会議所
令和5年 3月22日（火） テクノプラザおかや